

糸島市補助金設計書

所管課	農業振興課
-----	-------

補助金名称	産直活性化事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市直売所活性化事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策 __ 農業における地産地消、市場開拓、ブランド化を推進する

1 補助の目的

糸島産農林水産物の情報発信・販売拠点である直売所の機能向上と活性化を図る。併せて、直売所ネットワークの構築を図り、連携事業を推進していくことで、上記をさらに強化させる。

2 成果指標

成果指標：対前年比売上げ向上店舗数
目標値：平成32年度まで のべ26直売所

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

- (1) イベント開催事業：イベント等の実施に伴う費用（複数直売所が連携可）
- (2) 施設活性化事業：集荷や施設等食材納入用の車両・保冷库購入費用
施設の設置・改修、看板設置、HP開設等の費用など

補助対象者

市内に所在する直売所で、当該直売所の年間の総売上げのうち糸島産農林水産物等以外のものの割合がおおむね10分の2を超えないものを運営する団体又は個人

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費（販売目的の商品の仕入れに係る経費を除く、需用費（食糧費は除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、原材料費、その他市長が必要と認められる経費）

5 補助率・補助限度額、積算根拠

糸島市直売所活性化事業補助金交付規程

- (1) イベント開催事業 補助率は10分の5以内
 - ・直売所単体：上限10万円
 - ・直売所連携：上限10万円×連携数/最上限50万円補助回数は、1年間に1回
- (2) 施設活性化事業 補助率は10分の5以内（1事業当たり30万円を限度）
補助回数は、事業期間（H30～H32）に1回

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで